

## 入札結果表

- 1 入札件名 R5和泉立林1号線道路改良工事  
 2 工事等場所 筑後市大字 和泉 地内  
 3 工事等種別 土木一式  
 4 工事等概要 ■工事長 L=115.0m  
                   ・土工一式  
                   ・排水構造物工一式  
                   ・路盤工一式  
                   ・路盤工一式  
                   ・附帯工一式  
                   ・安全費一式  
 5 契約期間 令和 年 月 日～令和 6年 2月16日  
 6 入札年月日 令和 5年 9月 7日  
 7 予定価格 12,177,000 円 (入札書比較価格 11,070,000 円)  
 8 最低制限価格 10,910,900 円 (入札書比較価格 9,919,000 円)  
 9 落札者名 田島建設(有)  
 10 落札金額 11,445,500 円  
 11 入札指名理由又は一般競争入札参加資格

### 12 入札結果（入札経過）

入札業者名	入札金額		見積徴収	備考
	1回	2回		
1 田島建設(有)	10,405,000			落札
2 (株)共栄組	10,800,000			
3 (有)佐藤組	10,800,000			
4 (株)丸欣	10,800,000			
5 (有)角組	10,900,000			
6 (株)シーケン	10,900,000			
7 (有)西田組	10,900,000			
8 (株)下川土木	10,900,000			
9 (株)五醍建設	10,950,000			
10 田島土木工業(株)	11,000,000			
11 (株)むつみ工業	11,000,000			
12 (株)佐藤建設	11,000,000			
13 (有)秋山産業	11,000,000			
14 (株)尋木組	11,000,000			
15 (株)堤建設	11,000,000			
16 下川産業(株)	11,070,000			

- (注) 1 入札の結果、くじによる落札者の決定、最低価格申込者以外の者の落札者決定、再度（公告）入札、または随意契約を行った場合はその旨を備考欄に記載すること。  
 2 最低制限価格以下の入札者については、その旨を備考欄に記入すること。  
 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の10第1項（167条の13で準用する場合を含む。）の規定による低入札価格調査制度により、最低の価格以外の者を落札者とした場合は、理由を備考欄に記載すること。  
 4 自治令167条の10の2第1項及び第2項の規定による総合評価方式により、落札者を決定した場合は、理由を備考欄に記載すること。  
 5 入札業者が15人を超えるときは、別葉とすること。  
 6 落札金額の欄には、入札書に記載された金額に該当金額の10%（1円未満切捨て）に相当する金額を加算した額を記入すること。  
 7 入札金額の欄は、入札書に記載された金額を記載すること。  
 8 入札金額欄の金額は、入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額であること。

## 入札結果表

- 1 入札件名 R5和泉立林1号線道路改良工事  
 2 工事等場所 筑后市大字 和泉 地内  
 3 工事等種別 土木一式  
 4 工事等概要 ■工事長 L=115.0m  
 ・土工一式  
 ・排水構造物工一式  
 ・路盤工一式  
 ・路盤上工一式  
 ・附帯工一式  
 ・安全費一式  
 5 契約期間 令和 年 月 日～令和 6年 2月16日  
 6 入札年月日 令和 5年 9月 7日  
 7 予定価格 12,177,000 円 (入札書比較価格 11,070,000 円)  
 8 最低制限価格 10,910,900 円 (入札書比較価格 9,919,000 円)  
 9 落札者名 田島建設(有)  
 10 落札金額 11,445,500 円  
 11 入札指名理由又は一般競争入札参加資格

### 12 入札結果(入札経過)

入札業者名	入札金額		見積徴収	備考
	1回	2回		
17 池田建設(株)				辞退
18 安達建設(株)				辞退
19 (株)大藪組				辞退
20 -以下余白-				

- (注) 1 入札の結果、くじによる落札者の決定、最低価格申込者以外の者の落札者決定、再度(公告)入札、または随意契約を行った場合はその旨を備考欄に記載すること。  
 2 最低制限価格以下の入札者については、その旨を備考欄に記入すること。  
 3 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の10第1項(167条の13で準用する場合を含む。)の規定による低入札価格調査制度により、最低の価格以外の者を落札者とした場合は、理由を備考欄に記載すること。  
 4 自治令167条の10の2第1項及び第2項の規定による総合評価方式により、落札者を決定した場合は、理由を備考欄に記載すること。  
 5 入札業者が15人を超えるときは、別葉とすること。  
 6 落札金額の欄には、入札書に記載された金額に該当金額の10%(1円未満切捨て)に相当する金額を加算した額を記入すること。  
 7 入札金額の欄は、入札書に記載された金額を記載すること。  
 8 入札金額欄の金額は、入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額であること。